

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚岸町は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先における情報の不正な利用等への対策として、委託事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

厚岸町長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>厚岸町(以下「町」という。)は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により個人住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税(以下「町税」という。)、介護保険料に関する賦課徴収及び町税に関する調査、また、後期高齢者医療保険料に関する賦課資料の収集を行っている。</p> <p>また、町民又は納税義務者からの申請に基づき、町税の賦課徴収等に係る各種証明書を発行している。</p> <p>町は、地方税法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の各種課税資料と個人情報の突合 ② 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の賦課に関する調査の実施 ③ 各種申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書及び登記所からの通知等の課税資料、国民健康保険の資格の状況並びに調査等に基づく町税の課税台帳の管理 ④ 町税、介護保険料の賦課決定及び更正 ⑤ 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税通知書の作成及び発送 ⑥ 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免に関する調査及び決定 ⑦ 他自治体等からの照会への回答及び他自治体等への照会の実施 ⑧ 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納管理及び還付処理 ⑨ 納税義務者の口座情報の管理 ⑩ 未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 ⑪ 納税義務者の納税管理人、相続人及び現所有者等の管理 ⑫ 賦課情報及び収納情報に基づく各種証明書の発行 ⑬ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付及び返納状況の管理並びに標識交付証明書及び廃車証明書の発行
③システムの名称	個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、収納システム、宛名管理システム、確定申告支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、審査システム(eLTAX)、介護保険システム、後期高齢者医療保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル、住登外宛名情報ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル、介護保険料賦課情報ファイル、後期高齢者医療保険料賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条及び別表第一の24の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機対策室 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 0153-52-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 0153-52-3131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考え</p> <p>る。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカード及びパスワードによる認証によって制限しており、アクセス可能な職員の名簿を人事異動が生じるたびに更新することでアクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録・管理していることから権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対応は十分であると考えます。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税財政課	税務課	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 星川 雅美	税務課長	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和1年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	税財政課 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 0153-52-3131	税務課 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地 0153-52-3131	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年7月31日時点	平成31年5月31日時点	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年7月31日時点	平成31年5月31日時点	事後	重要な変更該当しない修正のため
令和8年2月27日	IV リスク対策		様式変更に伴い別紙のとおり新規追加	事前	
令和8年2月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの」に該当する項 (27の項)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,118,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令	事前	